

北海道整形災害外科学会

評議員選出施行細則

第1条 評議員の選出については本会会則13条の(2)にもとづいての細則にしたがって行う。

第2条 評議員の選出は正会員中より選挙によって行う。

第3条 選挙は本道を次のブロックに分けて行う。

- 1) 道東ブロック(十勝, 釧路, 網走, 根室)
- 2) 道南 " (胆振, 日高, 渡島, 檜山)
- 3) 道北 " (上川, 留萌, 宗谷)
- 4) 道央 " (石狩, 空知, 後志)
- 5) 札幌市 "
- 6) 北大 "
- 7) 札幌医大 "
- 8) 旭川医大 "

2. 道外には選挙ブロックはつくらない。ただし道外在住の会員は北大または札幌医大または旭川医大ブロックに所属するものとする

第4条 選挙権及び被選挙権

選挙は選挙の行われる前年の12月31日現在の本会正会員に限りこれを有する。

2. 同上の会員は被選挙人の資格を有する。

3. 北海道大学整形外科学分野、札幌医科大学整形外科学講座、旭川医科大学整形外科学講座、北海道大学スポーツ医学分野の主任教授は被選挙対象とせず理事・評議員の資格を有する。

第5条 選挙期日及び投票

選挙期日は4月20日とする。

2. 選挙は郵便投票による。選挙人は選出しようとするものの氏名をあらかじめ定められた投票用名簿に必ずみずから記載してこれを定められた期日までに到着するよう本人が直接学会事務局に便送しなければならない。

3. 投票は選挙人の所属する地区の投票名簿により各地区の定数を連記する。

第6条 評議員定数は本会会則13条の(1)により40名以上60名以内とし、これを各ブロックの正会員数に按分比例して割当てする。その算定は理事会において行い、理事会の割当てたブロックの評議員数の合計をもって定数とする。

第7条 開票

開票は会長指名の各開票立会人のもとに選挙終了後直ちに行う。

第8条 投票の効力

投票の効力は理事会が開票立会人の意見をききこれを決定する。

第9条 次の投票はこれを無効とする。

- 1) 本細則第5条の(2)に違反するもの。
- 2) 定められた投票用名簿を使用しないもの。
- 3) 定員数にみたくないもの、または連記数を越えて記載したもの。
- 4) 所定の事項以外のことを記載したもの。

第10条 当選人の決定並びに通知

当選人決定に当っては第3条及び第6条に定める各地区ごとの定数に応じ有効投票数の多いものから順次当選人とする。

2. 投票が同数の場合は本人または本人の指名する代人の抽選により当選を定める。
3. 当選人を決定したときには当選人に当選の旨を通知し承諾を得て会員に選挙結果を知らさなければならない。
4. 選挙日より30日以内に当選人が辞退または、会員の資格を喪失したときは、その地区の得票数の次位の者の承諾を得て順次繰上げ当選人とする。

附 則

- 1) 本細則は47年2月19日より施行する。
- 2) 本細則の変更は会則第22条の(4)にしたがう。